

がん診療連携支援病院機能強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 滋賀県地域がん連携支援病院において、がん患者と家族等への在宅療養の支援の充実のために実施する相談支援および情報の収集提供に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の補助対象事業は、「がん診療連携支援病院機能強化事業実施要綱」（平成31年4月1日付け滋健寿第1631号滋賀県健康医療福祉部長通知）に基づき実施するがん診療連携支援病院機能強化事業（以下「事業」という。）とする。

(交付額)

第3条 この補助金の額は、次により算出した額とする。ただし、算出した交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に別表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、様式第1号に次の書類を添付して、知事が別途定める日までに提出するものとする。

- ア) 所要額内訳（別紙様式1-1）
- イ) 支出予定額内訳（別紙様式1-2）
- ウ) 実施計画書（別紙様式1-3）
- エ) 予算（見込）書抄本

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）には、知事の承認を受けなければ

ならない。

- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期限内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、または効用が増加した不動産および従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付または担保に供してはならない。
- (5) 上記の期間内に知事の承認を受けて財産を処分することとなった場合には、補助金額の全部または一部を県に納付させることができる。
- (6) 事業により取得し、または効用が増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

（変更交付申請）

第 6 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して変更交付申請等を行う場合には、様式第 2 号による申請書に、第 4 条に定める関係書類を添えて速やかに提出するものとする。

なお、当初の申請から内容に変更がないものについては、提出を省略することができる。

（実績報告）

第 7 条 規則第 12 条の規定による補助金の実績報告は、様式第 3 号に次の書類を添付して、事業完了後 1 か月以内、または翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに提出するものとする。

- ア) 精算額内訳（別紙様式 2-1）
- イ) 支出額内訳（別紙様式 2-2）
- ウ) 実施報告書（別紙様式 2-3）
- エ) 決算（見込）書抄本

2 第 4 条第 2 項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（検査）

第 8 条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等にかかる予算の執行の適正を図るため必要と認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(グリーン購入)

第9条 補助事業者は、事業の実施にあたり、物品等を調達する場合、「滋賀県グリーン購入基本方針（平成14年4月1日策定）」に沿って、環境負荷の低減に役立つ物品の調達に努めるものとする。

(標準事務処理期間)

第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請)

第11条 補助事業者は、がん診療連携支援病院機能強化事業補助金交付要綱第4条に基づく交付申請、第6条に基づく変更交付申請および第7条に基づく実績報告または第12条に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続き等に関する条例（平成16年滋賀県規則第30号。以下「インターネット利用条例」という。）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して申請することができる。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第4号により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表

1 補助対象事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>がん診療連携支援病院機能強化事業のうち がん相談支援強化事業、緩和ケア提供体制強化事業および病診連携・地域連携強化事業</p>	<p>4,809,000 円 (がん相談支援強化事業、緩和ケア提供体制強化事業および病診連携・地域連携強化事業の合算額に対する基準額)</p>	<p>がん診療連携支援病院機能強化事業のうちがん相談支援強化事業、緩和ケア提供体制強化事業および病診連携・地域連携強化事業に必要な次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 ・給料 ・職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当） ・共済費 ・会議費 ・賃金 ・報償費 ・旅費（国内旅費） ・需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費） ・役務費（通信運搬費、保守料、広告料） ・委託料 ・負担金（研修会受講料） ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 	<p>2 / 3</p>
<p>がん診療連携支援病院機能強化事業のうち 看護ケア提供体制強化事業</p>	<p>560,000 円</p>	<p>がん診療連携支援病院機能強化事業のうち看護ケア提供体制強化事業に必要な次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 ・給料 ・職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当） ・共済費 ・会議費 ・賃金 ・報償費 ・旅費（国内旅費） ・需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費） ・役務費（通信運搬費、保守料、広告料） ・委託料 ・負担金（研修会受講料） ・使用料及び賃借料 	<p>1 / 2</p>

様式第1号

令和 年度がん診療連携支援病院機能強化事業補助金交付申請書

番 号
令和 年 月 日

滋賀県知事 あて

申請者 住 所
氏 名

(法人にあつては名称および代表者の氏名)

発行責任者・担当者 氏 名 (法人にあつては発行責任者および担当者の氏名)
連絡先電話番号

令和 年度におけるがん診療連携支援病院機能強化事業補助金について、
金 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の
関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明した
ときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消さ
れても、何ら異議の申立てを行いません。

(関係書類)

1. 所要額内訳 (別紙様式1-1)
2. 支出予定額内訳 (別紙様式1-2)
3. 実施計画書 (別紙様式1-3)
4. 予算 (見込) 書抄本

様式第2号

令和 年度がん診療連携支援病院機能強化事業補助金変更交付申請書

番 号
令和 年 月 日

滋賀県知事 あて

申請者 住 所
氏 名

(法人にあっては名称および代表者の氏名)

発行責任者・担当者 氏 名 (法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)

連絡先電話番号

令和 年度がん診療連携支援病院機能強化事業補助金について、令和 年 月 日付け
第 号により交付決定をうけましたが、その後の事情の変更により次のとおり変更されたく、関係書類を添えて申請します。

1. 今回追加交付（一部取消）申請額	金	円
内訳 既交付決定額	金	円
変更後所要額	金	円

2. 変更を必要とする理由

(関係書類)

- ア. 所要額内訳（別紙様式1-1）
- イ. 支出予定額内訳（別紙様式1-2）
- ウ. 実施計画書（別紙様式1-3）
- エ. 予算（見込）書抄本

様式第3号

令和 年度がん診療連携支援病院機能強化事業補助金実績報告書

番 号
令和 年 月 日

滋賀県知事 あて

申請者 住 所
氏 名

(法人にあっては名称および代表者の氏名)

発行責任者・担当者 氏 名 (法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)
連絡先電話番号

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった令和 年度がん診療連携支援病院機能強化事業補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

(関係書類)

1. 精算額内訳 (別紙様式2-1)
2. 支出額内訳 (別紙様式2-2)
3. 実施報告書 (別紙様式2-3)
4. 決算 (見込) 書抄本

様式第4号

令和 年度消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

申請者 住 所
氏 名
(法人にあっては名称および代表者の氏名)

発行責任者・担当者 氏 名 (法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)
連絡先電話番号

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった令和
年度がん診療連携支援病院機能強化事業補助金について、同補助金交付要綱第12条の規定
に基づき、次のとおり報告します。

1. 令和 年 月 日付け 第 号による補助金の額の確定通知額
金 円
2. 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額
金 円
3. 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額
金 円
4. 補助金返還相当額 (3 - 2)
金 円

注) 金額の積算の内訳等、参考となる書類を添付すること。